

事 務 連 絡

令和2年2月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「相談支援専門員等」という。）については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）若しくは指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）に定める内容以上の現任研修又は指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）若しくは障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定める内容以上の更新研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けていること等を要件としているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、都道府県の判断により、以下のとおり取り扱うことができることとしますので、管内の関係者への周知をよろしくお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため現任研修又は更新研修が延期又は中止された結果、現任研修又は更新研修を修了することができない相談支援専門員等については、都道府県が認める期間内は現任研修又は更新研修を修了したものとみなすことができる。